



消防職員が消火器等を訪問販売することはありません！

悪質な消火器訪問販売にご注意を

最近、消防職員になりすまして、住宅用消火器を売りつけようと住宅を訪問する事例が発生しています。特に高齢者が住んでいる住宅をねらって、言葉巧みに消火器等を売りつけようとするので注意が必要です。

こんな言葉に要注意！

①「消防署の方から来ました」

「(消防職員ではない方が)消防署の方角から来た」と「消防職員が消防署から来た」というどちらの意味でも解釈できる言葉を使うことで、消防職員が地域をまわっているように勘違いさせると同時に、悪質な訪問者が「消防職員とは言っていない」と説明ができてしまいます。

消防職員が住宅調査などで訪問することがありますが、その時は「東消防署から来ました」と必ず所属先を伝えます。**疑わしい時は、身分証明証あるいは消防手帳の提示を求めましょう。**

②「住宅用消火器を点検します」

住宅用消火器には消防職員などによる点検義務はありません。「住宅用消火器を点検します」と言われたら警戒しましょう。ただし、消火器は、使用期限内であっても半年に1回程度、異常がないか各自でチェックしましょう。



2022年度全国統一防火標語



「おでかけは マスク戸締まり 火の用心」

11月9日は「119番の日」、11月9～15日は「秋の全国火災予防運動」期間に制定されています。空気がだんだん乾燥し、火災が増えてくる時期ですので、ポイントを押さえて、火災予防に努めましょう。

住宅防火 いのちを守る4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使う時は火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く